

副本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外32名

被 告 中部電力株式会社

証拠説明書(25)

令和5年4月19日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士 奥 村 敦 軌
外9名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所に下線を引いた。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地震、地盤、津波等）に関するもの）

乙B第121号証 20万分の1地質図幅「静岡及び御前崎」（第2版）（抜粋）

作成者 杉山 雄一、水野 清秀、狩野 謙一、村松 武、松田 時彦、
石塚 治、及川 輝樹、高田 亮、荒井 晃作、岡村 行信、実松
健造、高橋 正明、尾山 洋一、駒澤 正夫

作成年月日 平成22年2月26日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 御前崎台地は沖合の御前崎海脚に続く北西-南東に延びる高まりをなしており、中位段丘2面（御前崎面）は全体として南西に傾動していること、及び御前崎台地には相良層群に発達する北北東方向の背斜構造に沿って、中位段丘2面を最大7m程度上下にずらす断層が存在し、これらの断層については、プレート境界地震や牧ノ原台地一帯の広域隆起に伴う副次的な断層と判断し、20万分の1地質図幅「静岡及び御前崎」（第2版）の地質図には示していないとしていることを証する。
(国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センターのホームページからダウンロードした。)

乙B第122号証 駿河湾～遠州灘地域のサイスモテクトニクス
(地震第2輯第43巻所収)

[439～442頁]

作成者 杉山 雄一

作成年月日 平成2年9月24日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 御前崎に見られるプレート間地震に伴い形成されたと考えられる南海トラフと直交方向の隆起地形について、御前崎だけでなく足摺岬、室戸岬等にも見られ南海トラフ沿いの地質構造単元を特徴づける地形・地質構造として研究されていることを証する。

(科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）のホームページからダウンロードした。)

以上